



2 委託先の現地確認とその記録の保存

【条例第10条】

事業者は、産業廃棄物処理の委託先を現地に確認し、その記録を保存しておく義務があります。

■現地確認を行う者

【規則第4条、第5条】

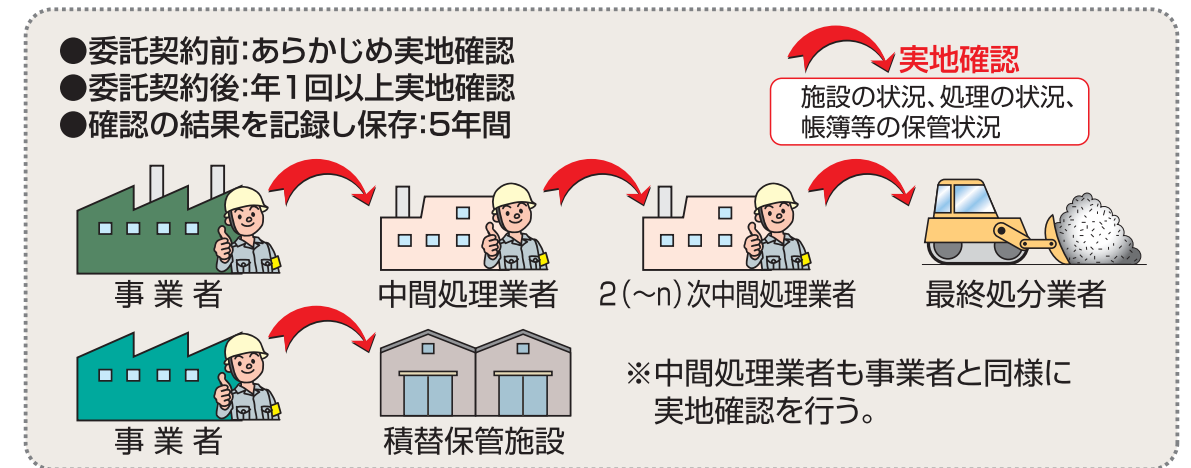
- 保管を伴う産業廃棄物の運搬を収集運搬業者に委託する事業者
- 産業廃棄物の処分を処分業者に委託する事業者
 - ★事業者には中間処理業者を含みます。
 - ★処理を委託するに際して manifests の交付を要しない場合には、現地確認の必要はありません。

■現地確認の方法等

【規則第4条、第5条】

- 現地確認を行う時
産業廃棄物の処理を委託しようとするときには委託する前に実施
委託した後は1年に1回以上定期的に実施
- 現地確認を行う処理施設
産業廃棄物処理の委託契約を結んだ委託先において、処理が実際に行われる処理施設
(積替保管施設又は中間処理施設若しくは最終処分場)
- 現地確認すべき事項
委託した産業廃棄物が処理される施設の状況、産業廃棄物の処理の状況
委託後の現地確認においては、帳簿等の書類の保存状況
- 現地確認の記録の保存
現地確認の結果を記録し、記録した日から5年間保存
県への報告は不要

★現地確認において確認すべき事項の詳細については、条例上定められていません。また記録の様式も定められていません。事業者は独自に具体的な確認事項や記録の様式を決めてください。
なお、県のホームページ(P21参照)に、現地確認のチェックリストの参考例を掲げてあります。



Q&A

Q 産業廃棄物の最終処分まで関連する全ての処理業者を現地確認しなければならないのか。

A 事業者の処理責任の観点から、事業者は最終処分業者まで確認することが望まれます。しかし、それでは事業者の負担が過重となるおそれもあることから、条例では、委託契約の直接の相手方となる処理業者について、現地に確認することを求めています。

Q&A

Q 委託契約後の現地確認に関し、処理を委託した産業廃棄物がまさに処理されている時に処理施設に行ってもその様子を見ることができないが、どうしたらよいか。

A 処理が行われる状況を現地に確認できれば理想的ですが、容易ではありません。このため、委託した廃棄物と同種類の廃棄物が、同じ処理施設において同様の処理方法で処理される状況を確認して、委託した産業廃棄物が適正に処理されるか又は処理されたかどうか判断してください。

3 委託先による不適正処理への必要な措置の実施及び県への報告

【条例第11条】

処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されたこと又は処理されるおそれがあることを知ったときには、事業者は、委託先に対する是正の指示、産業廃棄物の搬入の停止など、産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を速やかに講じ、また、その状況について県に報告する義務があります。